

## 帯広市がん対策推進条例（案）〈逐条解説〉

### （前文）

いつまでも健やかに生き生きと暮らすことは、みんなの願いです。

がんは、帯広市における死亡原因の第1位であり、誰もが罹患する可能性を持ち、まさに市民の健康、生命、幸せな暮らしを脅かすものとなっています。

がんに向き合い、がんの克服に取り組むためには、正しくがんを知り、がんの予防や早期発見、早期治療に努めるとともに、たとえがんに罹患しても不安を感じることなく、これまでどおりに暮らすことができる一層の環境づくりが必要です。

豊かな自然と食に恵まれたこの帯広市において、すべての市民が共に力を合わせ一体となって、がんにならない、がんを負けない、がんになっても尊厳をもって安心して暮らせる社会を作り上げるため、この条例を制定します。

### 【説明】

いつまでも健やかに生き生きと暮らすことは、みんなの願いです。

誰もが罹患する可能性のあるがんは、帯広市における死亡原因の第1位で、がん対策の推進は極めて重要な課題となっています。

がんに向き合い、がんの克服に取り組むためには、正しくがんを知り、がんの予防や早期発見、早期治療に努めることが大切であり、また、たとえがんに罹患しても不安を感じることなく、これまでどおりに暮らすことができる一層の環境づくりに努めなくてはなりません。

この前文は、がんにならない、がんを負けない、がんになっても尊厳をもって安心して暮らせる地域社会づくりを進めるため、すべての市民が力を合わせ一体となってがん対策に取り組む決意を示しています。

### （目的）

第1条 この条例は、がん対策基本法（平成18年法律第98号）及び関係法令に定めるもののほか、本市におけるがん対策に関する基本的な事項を定めることにより、国及び北海道はもとより、市、市議会、市民、保健医療福祉関係者、事業者、教育関係者その他関係する機関及び団体が連携してがん対策を推進し、もって市民が心身ともに健康で心豊かな生活を送ることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

### 【説明】

この条例の目的を示しています。

がん対策基本法及び関係法令に定めるもののほか、本市のがん対策に関する基本的な事項を定めることで、様々な関係者が連携してがん対策を推進し、市民が心身ともに健康で心豊かな生活を送ることのできる地域社会の実現を目指すことを定めています。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) がん患者等 がん患者、がん経験者及びその家族をいう。
- (2) 保健医療福祉関係者 がんの予防、がんの早期発見の推進、がんに係る医療に携わる者若しくはがん患者に対する介護に携わる者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を営む者をいう。

## 【説明】

この条例における用語解釈の統一を図るため、基本的用語の意味を明確化するものです。

## (市の役割)

第3条 市は、国、北海道、市議会、市民、保健医療福祉関係者、事業者、教育関係者、がん患者等その他関係する機関及び団体と連携を図り、がんに関する正しい知識の普及啓発並びにがんの予防及び早期発見その他必要な施策の実施に努めるものとする。

## 【説明】

市が果たすべき役割を示しています。

市は、がん対策を推進するため、様々な関係者と連携を図り、がんに関する正しい知識の普及啓発、がんの予防及び早期発見その他必要な施策の実施に努めることを定めています。

## (市議会の役割)

第4条 市議会は、がん対策に関する施策が推進されるよう努めるものとする。

## 【説明】

市議会が果たすべき役割を示しています。

市議会は、がん対策に関する施策が推進されるよう、議会活動を通し、施策の実施状況や進捗確認に努めるとともに、様々な関係者が実施するがん対策に協力していくことを定めています。

### **(市民の役割)**

- 第5条 市民は、喫煙、飲酒、食生活、運動、口腔衛生等の生活習慣及びウイルス等の感染が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に努めるものとする。
- 2 市民は、がんの早期発見及び早期治療のためにがん検診を積極的に受診するよう努めるものとする。
- 3 市民は、がん及びがん患者等についての理解を深め、がん対策に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

### **【説明】**

市民が果たすべき役割を示しています。

がん対策を推進するためには、市民が自ら意識を持って主体的に取り組むことが重要です。

こうしたことから、市民は、がんに関する情報の収集に努め、正しい知識を持ってがんの予防に努めること、がんの早期発見、早期治療のためにがん検診の積極的な受診に努めること、がん及びがん患者等についての理解を深め、市が実施するがん対策に関する施策の推進に協力するよう努めることを定めています。

### **(保健医療福祉関係者の役割)**

- 第6条 保健医療福祉関係者は、がんに関する正しい知識の普及啓発、がん患者等が必要とする情報の提供、がん検診の実施並びにがん患者等の意向を尊重した適切な医療及び介護等の提供に努めるものとする。
- 2 保健医療福祉関係者は、がん対策に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

### **【説明】**

保健医療福祉関係者が果たすべき役割を示しています。

がん対策を推進するためには、がん患者等に接する機会の多い保健医療福祉関係者の存在は欠かすことができません。

こうしたことから、保健医療福祉関係者は、がんに関する正しい知識の普及啓発、がん患者等が必要とする情報の提供、がん検診の実施並びにがん患者等の意向を尊重した適切な医療及び介護等の提供のほか、がん対策に関する施策の推進に協力するよう努めることを定めています。

### **(事業者の役割)**

第7条 事業者は、従業員及びその家族（以下「従業員等」という。）に対するがんの予防及びがん検診の受診等に関する啓発並びにがん検診を受診しやすい就業環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、従業員等ががん患者となった場合であっても、当該従業員が勤務を継続しながら治療し、療養し、又は看護することができるよう努めるものとする。

#### **【説明】**

事業者が果たすべき役割を示しています。

事業者は、従業員の健康保持・増進を図る重要な役割を担っています。

こうしたことから、事業者は、従業員等に対し、がんの予防及びがん検診の受診等に関する啓発、がん検診を受診しやすい就業環境の整備に努めることを定めています。

また、従業員等ががん患者となった場合でも、当該従業員が勤務を継続しながら治療し、療養し、又は家族の看護が行えるよう努めることを定めています。

### **(教育関係者の役割)**

第8条 教育関係者は、児童及び生徒が喫煙、飲酒、食生活、運動、口腔衛生等の生活習慣及びウイルス等の感染が健康に及ぼす影響等がんに関する理解を深めるための教育を行うよう努めるものとする。

#### **【説明】**

教育関係者が果たすべき役割を示しています。

教育関係者は、子どもに対して、健康と命の大切さについて学び、自ら健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育する役割を担っています。

こうしたことから、教育関係者は、様々な家庭環境に十分に配慮しながら、児童及び生徒の発達段階に応じ、がんに関する理解を深めるための教育を行うよう努めることを定めています。

### **(情報の収集及び提供並びに広報の推進)**

第9条 市は、保健医療福祉関係者等と連携し、市民のがん対策に関する理解及び関心を深めるため、情報の収集及び提供並びに広報活動その他必要な施策の推進に努めるものとする。

#### **【説明】**

がん対策を進めていくためには、適切な情報を市民に周知していくことが重要です。

こうしたことから、市民ががん対策に関する理解や関心を深めることができるよう、情報の収集、情報の提供及び広報活動その他必要な施策の推進に努めることを定めています。

### (がん教育の推進)

第10条 市は、教育関係者等と連携し、がんに関する正しい知識の普及啓発のため、必要な施策の推進に努めるものとする。

#### 【説明】

子どもが健康に関心を持ち、正しい理解と適切な態度や行動がとれるよう、学校教育を通じたがん教育は重要です。

また、がん教育は、子どもたちへの教育だけではなく、子どもと関わる幅広い世代の理解をすすめる教育としても重要です。

こうしたことから、市は、教育関係者、地域がん診療拠点病院等と連携し、がんに関する正しい知識の普及啓発のため、必要な施策の推進に努めることを定めています。

### (がんの予防及び早期発見の推進)

第11条 市は、保健医療福祉関係者等と連携し、がんの予防及び早期発見に資するため、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。

- (1) 喫煙、飲酒等がんの罹患要因に関する正しい知識の普及
- (2) 受動喫煙防止のための環境整備及び未成年者の喫煙防止のための施策
- (3) がんの早期発見の重要性に関する啓発及び広報
- (4) 対象者に応じて配慮されたがん検診の受診勧奨
- (5) その他がんの予防及び早期発見に資する必要な施策

#### 【説明】

市は、保健医療福祉関係者等と連携し、がんの予防及び早期発見の推進のため、次に掲げる施策の推進に努めることを定めています。

- (1) 喫煙、飲酒、食生活、運動、口腔衛生等の日常の生活習慣の積み重ねや、ウイルスや細菌への感染等が、がんを発生させる要因ともなっていることから、これらの正しい知識の普及に努めることとします。
- (2) 受動喫煙防止に関しては、国の定めた健康増進法に基づき、様々な取組みが進められていることから、受動喫煙防止のための環境整備はもとより、未成年者の喫煙防止のための施策の実施に努めることとします。
- (3) がんを早期発見することで、早期治療につながり、がんで亡くなる人が減少することから、がんの早期発見の重要性に関する啓発及び広報を行うよう努めることとします。
- (4) 地域の実状に応じて配慮されたがん検診の受診勧奨を行うよう努めることとします。
- (5) その他、がんの予防及び早期発見に資する必要な施策の推進に努めることとします。

### **(がん患者等に対する支援)**

第 12 条 市は、国、北海道、保健医療福祉関係者等と連携し、がん患者等の療養生活の維持や社会生活上の不安等の軽減に資するため、緩和ケア、就労等に関する適切な情報提供その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### **【説明】**

がん患者の多くは、治療等に伴う身体的な苦痛に加え、がんと診断された時から不安や抑うつ等の心理的苦痛を抱えており、その苦痛は家族も同様です。

こうしたことから、市は、国、北海道、保健医療福祉関係者等と連携し、がん患者等の療養生活の維持や社会生活上の不安等の軽減に資するため、緩和ケア、就労等に関する適切な情報提供その他必要な施策を講ずるよう努めることを定めています。

### **(財政上の措置)**

第 13 条 市は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### **【説明】**

がん対策に関する施策の実効性を確保するため、市は必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを定めています。

### **(市民への公表)**

第 14 条 市は、毎年度、がん対策の実施状況について、市民にわかりやすく公表するものとする。

#### **【説明】**

すべての市民が共に力を合わせ一体となってがん対策に取り組むためには、市民の理解を高めていくことが重要です。

こうしたことから、市は、毎年度、がん対策の実施状況を市民にわかりやすく公表していくことを定めています。

### **(委任)**

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### **【説明】**

本条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることができるよう定めています。

### **(附則)**

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。